

科学的助言機能・「提言」等の在り方の見直しについて（案）

令和3年12月 日本学術会議幹事会

「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）を踏まえ、学術会議が社会の要請や課題を先取りし、学術分野横断的に、総合的俯瞰的な観点から科学的助言を行えるような仕組みを構築するため、以下のような見直しを行うこととします。

今回の見直しの目的は、わが国の科学者の内外に対する代表機関である日本学術会議として、人文・社会科学、生命科学、理学・工学の学術全分野にまたがる分野横断的な観点から、中長期的視点・俯瞰的視野に立って社会に説得力ある「意思の表出」を行うための改善をはかることにあります。そのために「意思の表出」の再編を行い、「提言」は従来と異なるカテゴリーとして再定義し、日本学術会議を表出主体とすることを提案いたします。これまで「提言」としていた、分野別委員会・分科会・若手アカデミーを表出主体とする「意思の表出」は、「見解」という新カテゴリーとして担保するとともに、分科会等が「提言」を提案するための制度設計も含んでいます。

第20期（平成17年〔2005年〕～平成20年〔2008年〕）までは、答申・勧告を含む「意思の表出」の全体をさして「日本学術会議の提言活動」と呼ぶこともあったようですが（広義の「提言」）、第20期の期末までに「提言」という語が、分野別委員会・分科会等が発出する「意思の表出」の一つのカテゴリーの呼称（狭義の「提言」）とされたために、やや混乱が生じました。今回の提案は、あくまで広義の提言・科学的助言活動の発展・充実を目的としています。世界のアカデミーが重視する科学的助言活動に対応した制度の再設計が急務であり、そのことは本年4月の総会決定で確認された通りです。

現在の学術会議の体制は、総合科学技術会議の報告「日本学術会議の在り方について」を受けた日本学術会議法改正（平成16年〔2004年〕）により発足した第20期に始まります。三部制導入や分野別委員会・分科会等の設置もこの時に行われました。同期には「意思の表出」も見直され、現行の「提言」というカテゴリーは、期末に近い第152回総会の会則改正で導入されました。実際に発出が始まるのは平成20年（2008年）と比較的近年のことです。その際には、学術会議による「意思の表出」を実効性あるものとすると同時に、数の増大に対応した質保証および負荷の問題が重要論点でした。また、同期の当初に分科会から発出するものとされた「对外報告」のカテゴリーが、期末までに文書の性格に即して「提言」と「報告」に区分されました。こうした経緯からは、「提言」「報告」等のカテゴリーは不変ではなく、その時々々に直面する課題や状況に応じて変更が加えられてきたと考えるのが妥当です。

I 日本学術会議の意思の表出方法について

1. 諮問に対する答申、勧告（日本学術会議法第4条・第5条）の扱い

現行規定のままとするが、積極的に活用するため、学術会議に諮問や審議依頼を行うことがふさわしい事項の例示や、学術会議が勧告を出す場合の方法・手順について今後検討する。

2. 要望、声明、提言、報告、回答（日本学術会議会則第2条）の扱い

- 「要望」、「声明」、「回答」の扱いは従来通りとし、幹事会の議を経て公表するものとする。ただし、現在までそれぞれの区分に曖昧な部分があり、引き続き検討を要する。委員会・分科会等から当該カテゴリーによる「意思の表出」の提起があった場合、現行制度では、総会の開催頻度などに鑑み会則により幹事会に委任されているが、重要度の特に高いものは総会決定を経るようになるなど、総会の役割を高める可能性も考える必要がある。
- 「提言」は「学術会議が科学的知見に基づき総合的・俯瞰的な見地から政府や関係機関、広く社会に向けた提案」と位置づけて新たなカテゴリーとして再定義し、科学者コミュニティの代表としての必要な意見等に限定し、表出主体も「学術会議」とする。（幹事会の議を経て公表するものとする。）

- 新たに「見解」という「意思の表出」のカテゴリーを設け、部、委員会、分科会又は若手アカデミーが科学的知見に基づき専門的な見地から政府や関係機関、広く社会に向けた提案を発表し、又は、社会的な議論を喚起するため取り扱う課題に関する多様な意見を提示するものとし、表出主体は「部、委員会等」とする。(科学的助言等対応委員会の議を経て公表するものとするが、その運用のあり方は引き続き検討する。)
- 「回答」についても必要に応じて行うが、審議依頼できる者の範囲・資格、依頼機関等からの情報提供その他のあり方についてさらに検討が必要である。あわせて、政府からの審議依頼については、審議に必要な経費を受領する可能性についても検討する。
- 「報告」の定義は従来通りとするが、部又は科学的助言等対応委員会の議を経て公表するものとする。
- 「意見の表出」の各カテゴリーの位置づけや策定手順をより明確にすることも検討が必要であることから、種類ごとにわかりやすく整理する。
- 「記録」については、「意思の表出」ではないが、部の責任において公表することができる。その他、分科会のみで決定するものや発出するものなどを設けるかについては今後さらに検討する。

Ⅱ 「提言」等の在り方について

「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」(令和3年4月22日日本学術会議)(抜粋)

2 日本学術会議の意思の表出と科学的助言機能の強化

【改革の方向性】

日本学術会議からの意思の表出に求められる中長期的視点と俯瞰的視野と分野横断的な検討の3点が担保されているかをつねに自己点検し、学協会等の提言との役割分担も求められます。

【具体的な取組】

(1) 日本学術会議内部での意思形成の仕組みの改革

① 課題設定から意思決定までのプロセスの改革

課題設定に際しては、分科会等からのボトムアップの観点と広く社会からの課題解決への要請などを勘案した取組が求められます。そのために幹事会や各部・分野別委員会などのイニシアティブにより委員会・分科会間の横断的な交流・連携や合同審議・提言などを可能にし、またその結果を検証する仕組みを整えます【令和3年度10月総会までに検討】。

特に重要なもの、緊急性を要するものについては、従来も組織してきた臨時のワーキング・グループなどを参考に、会長や幹事会が主導して課題設定や横断的審議と意思の表出が行えるようになります。これらにより類似課題の提言等の重複、期末への集中、緊急対応の遅滞などを回避することを目指します。

(2) 外部との意見交換の多様化

日本学術会議の行う科学的助言に際しては、学術の側からの内発的な問題意識に加えて政府や広く社会の関心も徴して課題設定を図るとともに、受け手との不断の意見交換が必要です。極めて複雑化した自由で民主的な社会には、矛盾・対立する場合も含めて多様な要求や問題関心が存在することから、日本学術会議外との意見交換に際しては一元化されない多様な声に耳を傾ける姿勢が必要です。

① 学協会との連携

学協会が行う政策提言と日本学術会議の科学的助言活動には協働と差別化の両面が必要であり、調整のための意見交換が必要な場合があります。そこで、学協会と日本学術会議との対話の機会を拡大し、学協会との役割分担を踏まえた日本学術会議の提言活動を進めていきたいと考えます。

② 政策立案担当者等との意見交換

日本学術会議の提言等の多くは、法整備や行政的対応を必要とするものです。これらにより一層実効性を持たせるには、実際に政策立案・実施にあたる担当者(各省庁等の審議会委員を含みます)との協議が欠かせません。委員会・分科会や公開シンポジウムなどへの国や地方公共団体の政策担当者の招致はすでに広く行っており、これをさらに重視します。

③産業界、専門職団体その他各界との連携

産業界との対話の場の継続的・安定的な確保は極めて重要です。あわせて、社会を構成するさらに多様な人々との連携の強化もこれと並ぶ意義を有しています。日本学術会議がカバーする広がりやを勘案するならば、意見交換すべき相手には専門職団体・大学関係団体・NPO・NGO等々限らない広がりがあります。そのすべてに応えることは困難ですが、科学的助言の発出に際しては、可能な範囲で意見交換する機会を広く設定することとし、そのための定期・非定期的枠組みの構築を図ります。

④科学的助言の伝達・普及・評価のための取組

日本学術会議の策定した提言等は一年後を目途としたインパクト・レポートが義務づけられているものの、伝達や普及のための取組は必ずしも十分ではなく、せっかくの提言が生かされないきらいがありました。その打開のために第24期には記者懇談会や省庁への手交などに取り組みました。第25期にはかつてない頻度の記者会見などを通じて、科学的助言活動についても広く社会に伝える努力を重ねてきました。同様の努力を今後も継続するとともに、政策担当者等や各界との意見交換の場などを通じて、科学的助言が政策や社会にどのように受け止められ、どのような成果を生んだのかを不断に点検・評価する活動を強めます。

国際活動に関連して述べたとおり、国際的意義のある提言等の外国語への翻訳と国際機関等への伝達も検討課題に含めます。

1. 「意思の表出」の在り方についての見直し

(1) 分科会からのボトムアップ型（専門的で分野連携的なもの）の意思の表出の在り方

- 分科会等において新たなカテゴリーの「提言」としての発出がふさわしいのか、別の形で発出や取り組みがふさわしいのかについて事前に検討する。（学術会議を表出主体とする他の「意思の表出」のカテゴリーや分科会として出す新設の「見解」などの活用を含めて）
- 分科会等で「提言」とすることを想定している場合には、分科会における審議の早い段階で事前に「提言」としての発出の必要性等について分野別委員会や部において調整を行い、それを踏まえて科学的助言等対応委員会（会則改正補足資料参照）で確認する。
- 「提言」とする場合は、以下の確認事項をすべて満たす必要がある。

<確認事項（案）>

- 個別分野のみに関わり学協会等で代替可能ではないか。
- 読者・名宛人を明確にして立案しているか。
- 関係する市民や団体、関係機関などとの意見交換の場を設けているか。
- 異論に対する公平な取り扱いがなされているか。
- グローバルな議論の状況に十分な目配りがなされているか。
- 関係する委員会・分科会との連携がなされているか。
- 提言発出後も、関係する市民や団体、関係機関との意見交換や公開シンポジウムを行うなど、提言の実現に努力するか。等

※これらの確認事項は(2)総合的・中長期的課題の設定に当たっても留意する。

- 「見解」については、「提言」と並ぶ重要な「意思の表出」としての質を担保するために、その取りまとめに当たって、上記確認事項1)～5)に準拠していることを部、委員会等が主体的に確認することとし、科学的助言等対応委員会はその案の審議に際して当該確認が適切に行われていることを確認する。

(2) 総合的・中長期的課題に関わる提言等発出とそのための仕組み

- 総合的・俯瞰的な見地からの科学的助言が必要とされる、学術会議が学術分野横断的に取り組む精選されたテーマは、総会での議論や会員等からの意見、分科会等からの提案を踏まえて、幹事会で設定する。
（例えば、カーボンニュートラル（ネットゼロ）、研究力強化、パンデミックと社会、トランスサイエンスと科学的助言 etc.）
- 総合的・中長期的課題に学術会議総体で取り組むために、関連する委員会、分科会等が参加する「連絡会議」を設置している（これまでに3つの連絡会議を設置）。「連絡会議」が扱う課題と関係するテーマの場合には、「連絡会議」との情報共有、連携を図りつつ、提言発出等の取組を進める。

(3) 緊急に科学的助言が求められる事態における提言等の扱い

- これまでの経験をもとに、災害対応など緊急に科学的助言が求められる事態における提言等の取り扱いについては幹事会で検討する。その際、学協会と連携した情報発信についても検討する。

(4) 社会からの課題解決の要請等を勘案したテーマ設定方法の検討

- 学協会、政策関係者、専門職団体、産業界、市民、NGO・NPO 等との意見交換を行うなど、テーマの設定に際し、広く社会からの課題解決の要請等を勘案する方法についても検討する。その際、各省庁に置かれる審議会と学術会議との差別化について留意する。
- 立法・司法への科学的助言のあり方について協議するための意見交換についても検討する。

(5) 「意思の表出」の作成にあたっての意見交換の実施

- 提言等の作成にあたっては、当該課題に関して適切な情報収集を図ることなどを目的に、(4)に掲げる関係団体との意見交換を行う。ただし、日本学術会議の職務の独立性（日本学術会議法第3条）を確保した上で行う。

(参考) 日本学術会議法

第三条 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。

- 一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
- 二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

(6) 査読のあり方

- 答申、勧告、要望、声明、提言、見解、報告、回答のいずれの場合も、関連する部や委員会又は科学的助言等対応委員会における査読を経た上で、幹事会、科学的助言等対応委員会又は関係する部への審議付託を行う。科学的助言等対応委員会における査読ルールの明確化とその公表を検討する（査読者の人数、査読者の公表、査読の観点など）。
- 特に、答申、勧告、要望、声明、提言、回答については、学術会議の独立性が担保されることを前提に、査読者に会員・連携会員以外の者で当該課題について専門的知識を有する者を加えることを原則とする。

(7) 答申、勧告、要望、声明、提言、回答については記者公表等を行う（見解、報告も実施可）。

また、特に国際的発信を行うことが適当なものについては、英語版を作成するとともに、その他のものについても要旨の英語版を作成することを検討する。インパクト・レポートの在り方を含む、「提言」等の波及効果を確認する方法については今後検討する。

2. 分科会等の設置及び活動の見直し

「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）（抜粋）

2 日本学術会議の意思の表出と科学的助言機能の強化

【改革の方向性】

日本学術会議からの意思の表出に求められる中長期的視点と俯瞰的視野と分野横断的な検討の3点が担保されているかをつねに自己点検し、学協会等の提言との役割分担も求められます。

【具体的な取組】

(1) 日本学術会議内部での意思形成の仕組みの改革

① 課題設定から意思決定までのプロセスの改革

また、第26期には新たな枠組みで審議ができるようにするために、現在の分科会設置のあり方の見直しを行い、常設的に設けるべき分科会（例えば国際学術団体対応分科会等）、数期にわたって継続的に設置する分科会、当該期限りの分科会などの整理を行うとともに、課題適切的な合同分科会の設置を目指します【第25期中に次期の分科会設置方針を確定】。

(3) 中長期的な科学的助言のあり方

日本学術会議の行う科学的助言の中には一期3年で完結し得る助言がある一方で、より中長期的な審議とフォローアップを行うべき助言も少なくありません。例えば、2030年までを見越して国際的に取り組まれている「持続可能な開発目標（SDGs）」、粘り強い対応の求められる基礎研究力強化、オープンサイエンスなどに関する助言が想起されます。これら期をまたいで審議を継続すべき助言について常設委員会化も含めて検討するとともに、上述のとおり、今期中に第26期の分科会設置の大きな枠組みについて整理を行います。

- (1) すでに今期の活動が始まっていることから、直ちに抜本的是正を図ることは困難であるが、予算、人員などの条件も勘案しつつ、今期（第25期）中に可能なところから改善に着手（未活動の分科会の廃止や、関連する分科会の統合等）するとともに、次期（第26期）に向けて設置される分科会等の設置基準、適正数、適正規模（委員数）等の検討を進める。
- (2) 緊急時や新規課題に対応できるような分科会設置の手続き、あり方（期をまたいだ分科会活動を含む）等についても検討する。
- (3) 「提言」等の策定に特化しない分科会活動のあり方についても検討する。
→日本学術会議法に定められた任務等に関わる諸活動の推進にも注力する必要がある。
 - ・「科学を反映浸透させる活動」：公開シンポジウム、サイエンス・カフェ etc.
 - ・「科学に関する研究の連絡」：学協会等との対話活動、国際学術団体への関与等
- (4) 小委員会のあり方についても、早急に検討する。

3. 見直しの手順（予定）

まずは会則改正が必要となる「I 日本学術会議の意思の表出方法について」から見直しを行い、その後分科会の在り方についても見直しの議論を行う。

令和3年10月 会員、連携会員（委員会・分科会の委員長を務める方）との意見交換

11月 意見交換を踏まえて、幹事会等において議論

12月 上記議論を踏まえ、会則を改正する場合は総会において決定（出席会員の3分の2以上の賛成）。その場合、関連規定も幹事会において改正。

4. その他

上記見直しの際に発出が予定されている提言等については、1(1)の見直し状況を踏まえ、それに準じた確認等を行った上で、その扱いについては幹事会で検討する。

※前期までの議論を取りまとめた「報告」については、「提言」とはその性質が異なること、実質的に前期までの検討の成果であることから、従前のおりの手続とする。

<会則改正案>

(意思の表出)

第二条 学術会議は、日本学術会議法（以下「法」という。）第四条に定める諮問に対する答申及び法第五条に定める勧告のほか、法第三条第一号の職務として、次に掲げる意思の表出をすることとし、その表出主体及び定義は別表のとおりとする。

- 一 要望
- 二 声明
- 三 提言
- 四 見解
- 五 報告
- 六 回答

(委員会に置かれる分科会、小分科会又は小委員会)

第二十七条 (略)

2 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。ただし、法第四条の諮問に対する答申及び法第五条の勧告並びに第二条に規定する意思の表出（見解提言及び報告を除く。）に関してはこの限りでない。

別表（第二条関係）

種類	表出主体	定義
要望	学術会議	法第五条各号に掲げる事項に関し、学術会議が政府及び関係機関等に実現を望む意思表示をすること。
声明	学術会議	法第五条各号に掲げる事項に関し、学術会議がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、意見等を発表すること。
提言	学術会議	法第五条各号に掲げる事項に関し、学術会議が科学的知見に基づき総合的・俯瞰的な見地から政府や関係機関、広く社会に向けた提案を発表すること。
見解	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会、分科会又は若手アカデミーが科学的知見に基づき専門的な見地から政府や関係機関、広く社会に向けた提案を発表し、又は、社会的な議論を喚起するため多様な意見を提示すること。
報告	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会、分科会又は若手アカデミーが審議の結果を発表すること。
回答	学術会議	関係機関からの審議依頼（法第四条の諮問を除く。）事項に対し、学術会議が回答すること。

※施行日について

- ・会則改正は12月総会において承認いただく。また、総会での議論を踏まえて、12月幹事会において諸規定を整備し、会則改正とあわせて令和4年1月施行とする。

科学的助言等の事前調整・査読体制について（検討案）

【現行】

〔機能別委員会〕

『科学と社会委員会 課題別審議等査読分科会』

※課題別委員会、幹事会附置委員会作成の提言等の査読を実施。
 なお、分野別委員会・分科会作成の提言等の査読は各部、委員会において実施

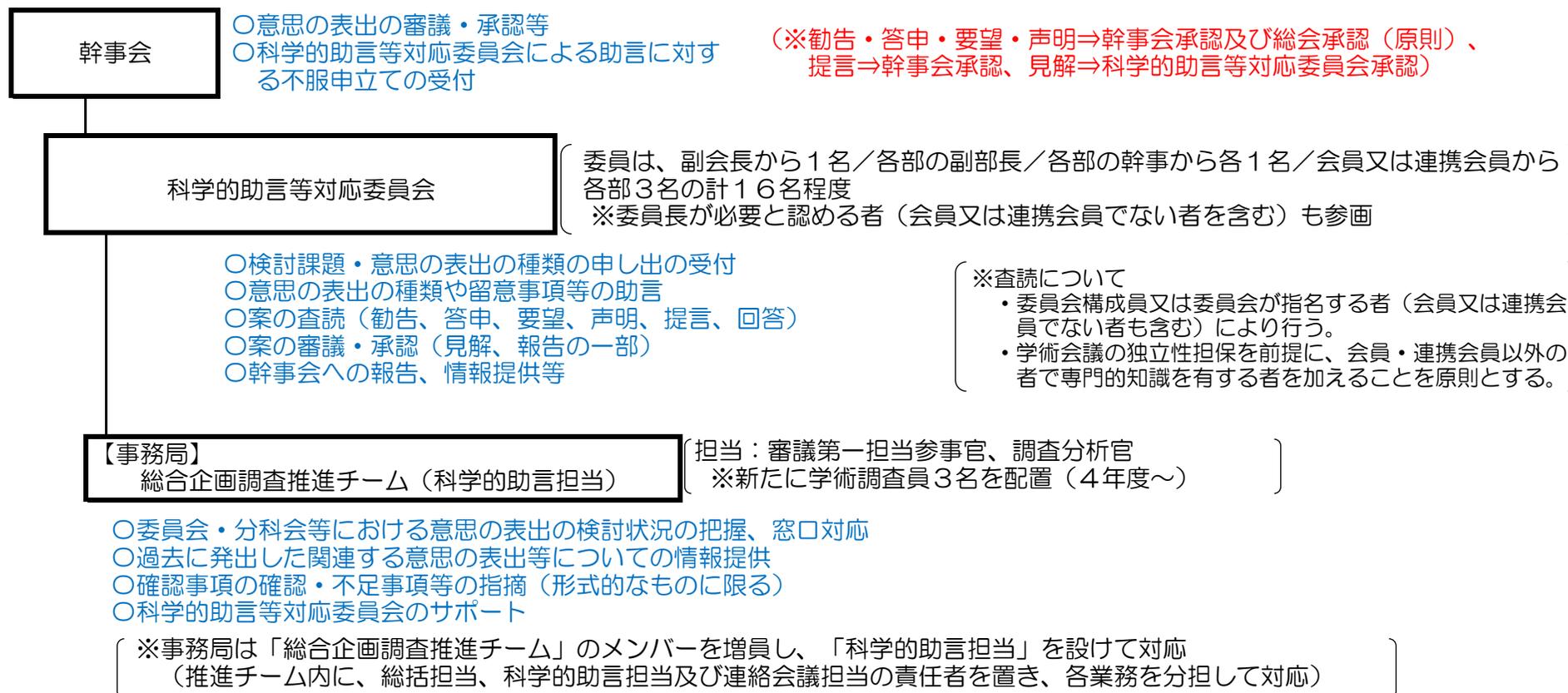
⇒

【変更後】

〔幹事会附置委員会〕

『科学的助言等対応委員会』

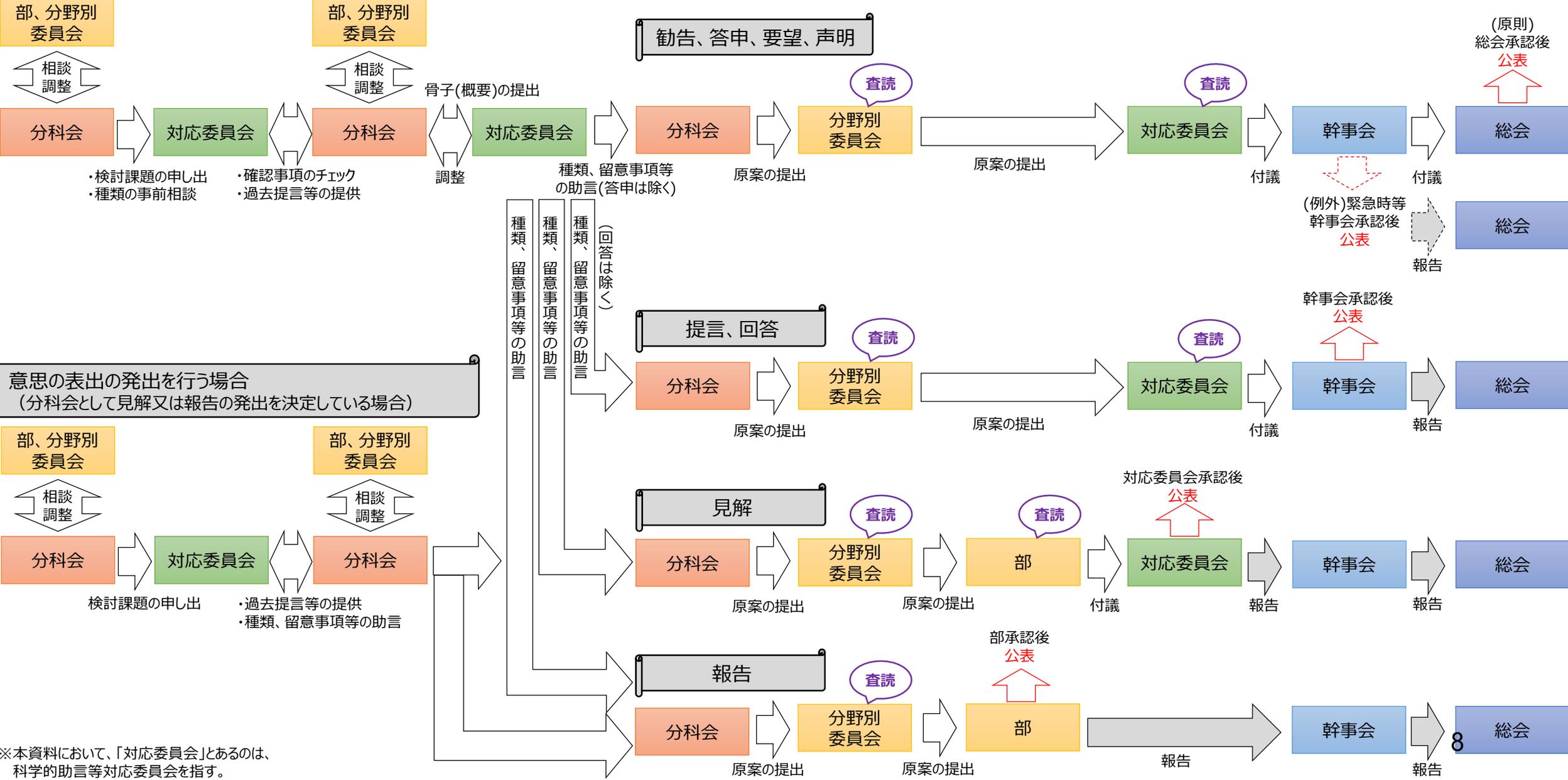
※分野別委員会・分科会、課題別委員会、機能別委員会等のすべての委員会が作成する意思の表出（報告の一部を除く）の査読又は審議を実施



分野別委員会分科会における審議の結果を意思の表出として公表する場合

意思の表出の発出を行う場合
(分科会として見解又は報告の発出を決定している場合を除く)

※課題別委員会、機能別委員会、幹事会附置委員会について
 ▶ 分科会における審議の結果を意思の表出とする場合は、その分科会が置かれる委員会が査読を行う。
 ▶ 委員会における審議の結果を意思の表出とする場合は、対応委員会が査読を行う。



会員選考プロセスの見直しについて（検討案）

令和3年12月 日本学術会議幹事会

「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日 日本学術会議）に沿って、第26期会員選考については、以下のように取り組む。

1 選考方針

「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日 日本学術会議）（抜粋）

4 会員選考プロセスの透明性の向上

【改革の方向性】

そこで、日本学術会議の独立性をコ・オペレーションの原則によって確保しながら、会員や連携会員候補選考の際の基本的な考え方、候補者情報の収集手法、選考各段階における人数や内訳の概要などを開示するとともに、選考委員会の透明性向上に向けた様々な取組を実施します。また、ジェンダーバランスや年齢バランスに加えて、産業界に属する研究者や高度専門職者として研究活動にも従事する方々など、大学や研究機関以外で優れた研究や業績がある会員を増やして、会員構成の多様性をさらに充実させるために、幅広い候補者から選定できる方策を検討します。

【具体的な取組】

(1) 会員候補選考に関する説明責任の強化：社会に開かれた選考に向けて

会員、連携会員候補選考に当たっての多様性への配慮が重要です。そこで、日本学術会議法に定める「優れた研究又は業績がある科学者」という条件を前提とした上で、期毎に求める人材像を明確にし、選考方針を作成して公表していきます。その際、外部有識者をはじめ、幅広く第三者からも意見を徴する仕組みを設けるなど、新たな方策も検討します。

また、このような観点から、選考方針に関しては従来配慮してきた項目に加え、新たな項目も含め明示します。会員候補に求められる資質としては、社会の動向を的確に把握し異なる専門分野間をつなぐとともに、社会と対話する能力などを重視することを新たに明文化します。また、これまで重視してきた地域やジェンダー、年齢、所属等の観点からの多様性の強化を図ります。また、学術の動向を的確に把握し、学際的分野からの会員候補選考を強化するため、第25期会員の選考に当たって実施した部を超えた枠の設定を拡大していきます。

社会が求める課題について学術的助言を行うため、次期に重点的に取り組む事項を想定し、それにふさわしい分野からの候補選定を行うとともに、中長期的課題に対応し期をまたいで継続的に検討することに留意した会員候補者の選考にも取り組みます。

○選考委員会において、年内を目途に「選考方針」の原案を策定し、原案を基に会員・連携会員から意見、外部からの意見等を聴取したうえで、数回の選考委員会で議論を進め、「選考方針案」を策定し、幹事会の議を経て令和4年4月の総会に提案。同総会において、第26期の会員選考方針を決定する。

○連携会員についても、分野横断的・中長期的な審議課題に沿った選考の方針を明確化する。

※連携会員の役割や人数、分科会の在り方に留意

○選考方針は、以下の内容等とする。

1. 求められる会員像の明確化

・日本学術会議法に定める「優れた研究又は業績がある科学者」であることに加え以下のいずれかの要件を備えていることを考慮

・学術の動向並びに社会の動向を的確に把握し、異なる専門分野間をつなぐことができる人材

・社会と対話する能力を有する人材

2. 第26期に重点的に取り組む事項、分野横断的・中長期的に取り組む課題等の明示

・第26期に引き継ぐ重点課題や分野横断的・中長期的な検討課題は、総会での議論や会員等の意見、分科会等での議論を踏まえて、幹事会において決定

- ・部会や分野別委員会においても、各部会等での重点課題や分野連携的に取り組むべき重要課題等を決定（分科会の在り方、提言の在り方と連動）

3. 選考要領（後述）において明示すべき事項と各事項の考え方

- 選考方針は、日本学術会議の職務執行に求められる独立性を前提としつつ、外部の有識者を始めとする第三者の意見も聴取するなど、広い視野に基づく検討を行った上で、策定し、公表する。

（有識者イメージ案）

- ・大学関係組織、研究助成機関、国際学術団体の代表者、産業界、NPO（学協会以外）等

- 選考方針はHP等を通じて社会に公表する。

2 選考要領

「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）（抜粋）

4 会員選考プロセスの透明性の向上

【具体的な取組】

(1) 会員候補選考に関する説明責任の強化：社会に開かれた選考に向けて

また、このような観点から、選考方針に関しては従来配慮してきた項目に加え、新たな項目も含め明示します。会員候補に求められる資質としては、社会の動向を的確に把握し異なる専門分野間をつなぐとともに、社会と対話する能力などを重視することを新たに明文化します。また、これまで重視してきた地域やジェンダー、年齢、所属等の観点からの多様性の強化を図ります。また、学術の動向を的確に把握し、学際的分野からの会員候補選考を強化するため、第25期会員の選考に当たって実施した部を超えた枠の設定を拡大していきます。

- 選考方針に基づき、選考委員会において具体的な考え方やその手順（選考要領）を定める。

- 選考要領は、以下の内容等とする。

- ・地域やジェンダー、年齢、所属等の観点からの多様性を重視（それぞれの目標数等の設定）
- ・学術の動向を的確に把握した学際的分野からの選考を重視（従来から実施していた「選考委員会枠」の拡大）
- ・各分野別の選考は、分野の異なる委員も参画してより多面的な視点から優れた研究又は業績を評価
- ・第26期に引き継ぐ重点事項等を踏まえ、それにふさわしい人材から選考
- ・中長期的課題に対応し、前期から継続的に検討することに留意して選考
- ・選考の手順、対応スケジュール

3 推薦方式

「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）（抜粋）

4 会員選考プロセスの透明性の向上

【具体的な取組】

(1) 会員候補選考に関する説明責任の強化：社会に開かれた選考に向けて

会員・連携会員候補者のリストアップ方法については、外部有識者の意見も徴した上で選考方針を決定、それに基づいて日本学術会議内外からの情報提供を募る新たな方式を検討します。とりわけ、協力学術研究団体への情報提供依頼のあり方について見直すとともに、協力学術研究団体以外の諸団体（大学、産業界、NPO・NGO等）からの候補者に関する情報提供が重要と考え、その方策を検討して実現に取り組みます。

- 次期の会員・連携会員の候補者については、会員及び連携会員が推薦する。

- 会員・連携会員いずれも「優れた研究又は業績がある科学者のうちから」選考・任命することから（日本学術会議法第15条、第17条）、連携会員として推薦された者を会員の候補者として選考するなど、幅広い候補者の中から適任の者を選考することを可能とする。

※推薦された者に対する就任意思確認の時期及び方法に留意

(参考) 日本学術会議法

第十五条 日本学術会議に、会員と連携し、規則で定めるところにより第三条に規定する職務の一部を行わせるため、日本学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）を置く。

2 連携会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会長が任命する。

3・4 (略)

第十七条 日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

○現行、協力学術研究団体だけに依頼している情報提供の依頼先を拡大する。

(候補例)

- ・国立大学協会、公立大学協会、私立大学連盟、私立大学協会、国立大学法人等
- ・産業界やNPO
- ・政策関係機関（シンクタンク、独立行政法人等）

○協力学術研究団体への候補者の情報提供依頼のあり方の見直しを検討する。

4 選考方式

「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）（抜粋）

4 会員選考プロセスの透明性の向上

【具体的な取組】

(1) 会員候補選考に関する説明責任の強化：社会に開かれた選考に向けて

選考プロセス、各会員の業績、抱負の公表については、以下の事項を実施します。

まず、会員候補選考過程について、一般の人々にも分かるようHP等により情報発信を強化します。各分野別の選考に際しては、分野の異なる委員も参画してより多面的な視点から業績の評価を行い、候補者の多様性を確保します。その上で、候補者については選考方針に基づく選考理由を公表します。また、会員として任命された後に、業績と会員としての抱負を公表します。

(2) 3部体制、各部の人数の見直しについての検討

なお、部のあり方、適正な人数分布などを考えるに当たっては、そもそも多様な学術の分野を「代表する」とはどのような意味なのかの検討が必要です。

○選考委員会における分野別の選考（各部に対応する分科会での選考）に際しては、分野の広がりをもった視点にも立って優れた研究又は業績の評価を行うといったことを検討する。そのためどのような方法が可能か（例えば、他分野の選考委員が選考に加わる、あるいは関連する分野別委員会と意見交換を行うなど）

○従来実施してきた部を超えた選考枠（選考委員会枠）を拡大する。その際、選考委員会枠については、特に最新の学術動向を把握し、学際分野や新たな学術分野などからの候補者を選考することを原則とする。

○選考委員会における分野別の選考に際しては、選考方針に定められた求められる会員像に該当することを確認した上で、幹事会が明示した重点課題等を踏まえた選考理由を明記する。

○なお、各部に所属する会員数については、選考委員会枠の在り方の検討を踏まえ、推薦した部と異なる部に配属することも認めるなど、より柔軟に対応する。また、「学術分野を代表する」ということの意味、部の構成の在り方等についても検討を進める。

5 決定方法

○選考委員会→幹事会→総会の流れとする（従来どおり）。

○選考委員会における候補者決定に際しては、選考理由を明らかにする。

6 情報提供・公表

「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」(令和3年4月22日日本学術会議)(抜粋)

4 会員選考プロセスの透明性の向上

【具体的な取組】

(1) 会員候補選考に関する説明責任の強化：社会に開かれた選考に向けて

選考プロセス、各会員の業績、抱負の公表については、以下の事項を実施します。

まず、会員候補選考過程について、一般の人々にも分かるようHP等により情報発信を強化します。各分野別の選考に際しては、分野の異なる委員も参画してより多面的な視点から業績の評価を行い、候補者の多様性を確保します。その上で、候補者については選考方針に基づく選考理由を公表します。また、会員として任命された後に、業績と会員としての抱負を公表します。

○会員候補者の選考過程(推薦者数、部会及び選考委員会での候補者数等)は、HP等により情報発信(発信内容については要検討)する。

○会員候補者については、選考方針に基づく選考理由を公表する。

○会員として任命された後には、研究又は業績の内容と会員としての抱負を公表する。

7 その他

○連携会員の候補者決定、任命時期等については、今後検討する。

・具体的な重点事項等の内容やどのような分科会を設置するか等を踏まえて検討する。

・また、分科会や小委員会の在り方(小委員会委員の在り方も含む)、設置数等の見直しと関連して検討する。

○会員の補欠選考について

・会員選考プロセスの見直し状況を踏まえ、新たな選考ルールを策定する。

・定年等による欠員が出た場合、当該定年者等に連携会員として参加いただく。当該定年者等が連携会員に就任できない場合は、補欠会員が任命されるまでの間、必要に応じて、その後任となり得る者を欠員の生じた部からの推薦に基づき特任連携会員として任命することで対応する。